

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

平成 29 年度第 4 号
通 算 第 5 5 7 号
平成 29 年 12 月 5 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

— 期末・勤勉手当及び平成 29 年度給与改定等について —

◎日時・場所

平成 29 年 11 月 15 日（水）午後 3 時 30 分～午後 5 時（中央公民館視聴覚室）

◎交渉に先立っての発言（総務局長）

今年度の人事院勧告では、4 年連続で給料表・一時金ともに増額改定がなされており、景気も緩やかな回復が期待される状況となっている。

一方で、本市においては、今后来るべき超少子高齢化社会に対応するため、業務執行体制の見直しを進めていく必要があるとともに、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などで、今後も厳しい状況が続くと見込まれている。

このような状況を踏まえたうえで、今後、本市の対応について協議を行っていく必要があるが、お互い積極的に協議を行う中で、解決を図っていきたいと考えており、よろしく願いたい。

◎今回の交渉の主な目的

平成 29 年 10 月 31 日に提出された 2017 年末一時金に関する要求書等に対する回答を示すとともに、平成 29 年度給与改定等について提案した。

◎組合への提案

（回答メモ）平成29年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について

[別紙 1](#)

（回答メモ）平成29年度 賃金・労働条件に関する要求書

[別紙 2](#)

（提案メモ）平成29年度給与改定について

[別紙 3](#)

（提案メモ）降格時号給対応表の導入について

[別紙 4](#)

◎具体的な交渉内容

1 12 月期期末手当及び勤勉手当について

協議の要旨

12 月期期末・勤勉手当について、「算定基礎月収額の 2.88 か月分プラス 2 万円」の組合からの要求に対して、「2.325 月分（定年前職員）」の回答を行った。

(1) 期末・勤勉手当の算定方法

算定基礎額×支給月数×期間率

(2) 算定基礎額

期末手当：給料月額＋扶養手当＋地域手当＋（給料月額×1.1×別に定める割合）

勤勉手当：給料月額＋給料月額×0.1＋（給料月額×1.1×別に定める割合）

組合の主張	当局の回答
平成 29 年 12 月期の期末・勤勉手当の総額は いくらか。また前年度と比較してどのくらいの 増減があるか。	今回の提案内容で支給すると、定年前職員は 25 億 3,361 万円で、対前年度 5,922 万円の増 (2.4%の増)、再任用職員は 6,462 万円で、 対前年度 516 万円の増 (8.7%の増) となる。
12 月 8 日支給分の勤勉手当は、現行規定ど おりの支給月数になるということか。	そのとおりである。
給与改定に係る勤勉手当の増加分の支給日は いつ頃を予定しているのか。また、給料表の増 加分と合わせて支給するのか。	国の給与法の改正が近日中になされ、12 月 議会で改正条例が可決されれば 12 月末頃の支 給と考えている。しかし、国の法改正の時期が 12 月の中旬等にずれ込めば 2 月議会に改正条 例を提出することになり、支給時期は 3 月頃に なると考えている。また、給与改定に係る増加 分については勤勉手当分と給料表分を合わせて 支給する予定である。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

2 平成 29 年度給与改定について

協議の要旨

平成 29 年度の給与改定として、給料表、生活補給金基準額について改定内容を示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
本市の行政職給料表の改定額及び改定率は。	本市の行政職給料表適用者全体の平均改定額 は 758 円、改定率は 0.21%となる。
提案メモには技能労務職給料表についての記 載はないが、技能労務職給料表については現業 評議会に別途提案することでもいいのか。	そのとおりである。
本部である市職労に現業評議会に提案する技 能労務職給料表の給与改定に係る提案メモを事 前に提供することはできないか。	当局としてはまず現業評議会に提示すべきと 考えており、現業評議会に確認する。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

3 降格時号給対応表について

協議の要旨

昇格時と降格時との不均衡を解消するため導入を検討している降格時号給対応表について、その内容を示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
降格時号給対応表を導入した場合、行政職給料表 3 級最高号給到達者についてもその影響を受けるのか。	現行制度で降格をした場合、同額があれば同額、同額がなければ直近下位の給料月額となるので、行政職給料表 3 級最高号給到達者（3 級 145 号給）が 2 級に降格をすると 2 級 117 号給となる。また、降格時号給対応表を用いた場合も 2 級 117 号給となるので、結果としては影響は出ない。
降格時号給対応表の導入と併せて、行政職給料表 3 級の号給を継ぎ足すことはできないか。	降格時号給対応表の導入と給料表の継ぎ足しはまったくの別の問題であり、継ぎ足すことはできない。
希望降格者のうち、最も多い役職は。	希望降格を申請する者の数が非常に少ないので、傾向がつかめるほどではない。
昇格を希望しないにもかかわらず昇格させられ、その後に希望降格をすると、給料月額が大きく減少することは納得できない。それならば昇格を希望しないものを昇格させないようにすべきでないか。	組織維持の観点からも希望しない者を昇格させないといった制度を設けることはできない。しかしながら、昇格を希望しないかどうかなどの部下の意思を日頃から面談等で確認することは大事であると認識している。
給与改定と同じく諾否期限を平成 29 年 11 月 30 日としているが、降格時号給対応表の諾否期限を延長する考えはないのか。	それほど複雑な内容の見直しではないことから、現在の諾否期限で十分に協議をしていくことができると考えており、この諾否期限で判断いただきたい。
現業職から非現業職に転職する場合、この降格時号給対応表の影響を受けるのか。	現業職から非現業職に転職する場合には、技能労務職給料表から行政職給料表に切り替わるが、等級については同じ等級へ切り替えることとしており、降格時号給対応表の影響はない。転職制度と降格時号給対応表は無関係である。
すでに降格をすることを検討している者もいると考えられるが、平成 30 年 4 月 1 日から導入するのか。実施時期を延ばすことはできないか。	現行制度では昇格時と降格時とで不均衡が生じている。この不均衡を解消するためにできる限り早く導入したいと考えているが、一旦持ち帰って検討する。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

4 合理化提案に係る交渉状況等の中間報告

下記のとおり、各支部から合理化提案に係る交渉状況等の中間報告があった。

(環境事業) 来年度よりアウトソーシングの対象となる再任用短時間ポストについて、現在3名体制であるが、そのうち2名は今年度で退職となるので問題ないが、残り1名をどのようにしていくか引き続き協議していく。

(建設) 支部交渉を11月に予定していたが、まだできていない状況である。今後日程調整を行い、協議していく。

(教育) 調理師について、急遽休暇を取得する者が出た場合等の対応策として欠員補充枠の臨時的任用職員を任用してもらえるよう協議していく。

課題解決への方向性

引き続き支部で協議していくこととした。

5 その他

組合の主張	当局の回答
<p>人事評価について</p> <p>公平な人事評価ができるよう人事評価研修の対象を新任課長だけでなく、全課長にしていたきたい。</p>	<p>昨年度は人事評価研修は全課長対象に実施した。また、課長級に対して自身が行った評価のフィードバックをすること等により、公平な人事評価が行われるように努めているところである。</p>
<p>職員アンケートとは。</p>	<p>適切に面談等を実施したか等を職員にアンケート形式で答えてもらうものである。</p>
<p>人事評価は絶対評価か、それとも相対評価か。</p>	<p>昇給や勤勉手当に反映させる際には相対化させているが、その元となる評価自体は絶対評価である。</p>
<p>人事評価の評価基準は当局だけが認識しているのか。</p>	<p>評価基準については広く周知している。</p>
<p>福祉事務所について</p> <p>北部の福祉事務所について、自転車の駐輪場が事務所から遠く、街灯も少ない。また、職員用入口には段差があり、バリアフリーの観点からも安全といえない。これらを何とかできないか。</p>	<p>自転車の駐輪場について、事務所の近くで確保しようと努力はしたが、駅前の非常に利便性の高い地域であることから、近くの土地を確保することは難しかったようだ。結果的に今の駐輪場となったと聞いているが、決して遠くないのではないかと。また職員用入口の段差についてはどの程度支障となるか分からないが、必要に応じて安全衛生委員会などで議論していくべきものとする。</p>

<p>本庁の耐震化工事について</p> <p>現在実施している耐震化工事により、ほこりや騒音が発生し、窓口で市民対応している職員から苦情の声を聞いている。これを何とかできないか。</p>	<p>居ながら工事をしている以上、多少のほこりや騒音が発生することはやむを得ないことかもしれないが、少しでも抑えられないか担当課には確認してみる。</p>
<p>休憩時間について</p> <p>1時間の昼休みの場合で、仮に45分しか昼休みが取れなかったときには、15分早く帰ることはできるか。</p>	<p>できない。仮に1時間の昼休みの時間に45分しか休憩がとれなかったのであれば、勤務時間中の別の時間に残りの15分を取っていただくのが原則である。</p>
<p>1時間の昼休みの場合で45分しか昼休みを取れず、また昼休み以外の時間でも残り15分の休憩が取れなかったときには、本来昼休みであった15分は超過勤務となるのか。</p>	<p>定められた昼休みにやむを得ず勤務を命じ、それ以外の時間にも休憩が取れなかった場合には超過勤務となる。しかし、そうならないよう本来定められている休憩時間をきちんと取ってもらうことが原則である。</p>
<p>セクハラ等に係るガイドラインについて</p> <p>セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに係るガイドラインについては、職員必携に記載しているとのことだが、非常勤職員にもそれらを周知していただきたい。</p>	<p>非常勤職員も見ることができるよう、改訂時に各所属に一部ずつ配布しているところであるが、今後も機会を捉えて周知していく。</p>

以上
(給与課)

平成 29 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

H29. 11. 15

1 平成 29 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当について

尼崎市職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給する（再任用職員については下記 5 のとおり）。

現行規定分の支給日については、平成 29 年 12 月 8 日

ただし、給与改定に係る増加分については条例改正後別途支給する。

<参考>

期末手当	勤勉手当	合計
1. 375 月	0. 950 月	2. 325 月

2 一時金ならびに共通する賃金労働条件にかかる事項を全単組と一括した交渉の場で行うことについて

交渉についてはしかるべき当事者にて対応していくべきものと考えている。

3 低位におかれている嘱託職員の支給率を正規職員並の支給率とし、雇用実態に即した対応とすることについて

嘱託員の割増報酬については尼崎市嘱託職員労働組合に回答する。

4 臨時職員（時間講師含む）に一時金を支給すること。また、合意事項でもある、臨時職員の月額報酬にかかる一時金部分について改善をはかることについて

現行どおりとする。

5 再任用職員（2013 年 3 月末退職まで）の一時金支給は最低限国並の支給とすることについて

尼崎市職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給する。

<参考>

	期末手当	勤勉手当	合計
フルタイム	0. 800 月	0. 450 月	1. 250 月
短時間勤務 (S28. 4. 1 以前生まれ)	0. 140 月	0. 185 月	0. 325 月
短時間勤務	0. 800 月	0. 450 月	1. 250 月

(S28. 4. 2 以後生まれ)			
-------------------	--	--	--

6・10 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を県並に改善することや管理職手当(係長・課長補佐・作業長)廃止に伴う年収減額に伴う役職者加算率を見直すこと及び 2017 人事院勧告における本府省業務調整手当置換え原資を役職者加算率を増額し措置することについて
現行どおりとする。

なお、算定基礎額の詳細については別記のとおり。

7 全額期末手当で支給することについて

現行どおりとする。

8 新入職員の支給率を改善し、一時金削減率を改善し、中途採用者においては特段の措置を講ずることについて

現行どおりとする。

9 4級格付けを制度化することについて

4級昇格のあり方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な4級ポストの管理」を行っており、明確に係長の職責を有する職と位置付けることができる役職の配置等の必要性についても引き続き検討していく。

11 諾否について

本回答に対する諾否については、平成 29 年 11 月 30 日までにされたい。

以 上
(給与課)

(別記) 算定基礎額

1 行政職給料表適用者及び技能労務職給料表適用者

期末手当：給料月額＋扶養手当＋地域手当＋(給料月額×1.1×別に定める割合)

勤勉手当：給料月額＋給料月額×0.1＋(給料月額×1.1×別に定める割合)

※ 別に定める割合は、次表のとおりとする。

区 分	割 合
課長補佐、係長、技能長及び作業長	10%
主任・作業主任、3級の者のうち平成29年4月1日現在30歳以上のもの 再任用職員（再任用短時間勤務職員で昭和28年4月1日以前生まれのものを除く。）	5%
上記以外の者	0%

2 任期付職給料表適用者

期末手当：給料月額＋扶養手当＋地域手当

勤勉手当：給料月額＋給料月額×0.1

(参考：平成29年12月期支給額等)

区 分	定年前職員	再任用（フル）	再任用（短時間）
平均支給額 (算定基礎月収※)	807,718円 (350,778円)	370,555円 (296,445円)	214,537円 (218,230円)
前年度実績 (算定基礎月収※)	805,912円 (357,677円)	367,225円 (299,776円)	157,311円 (211,018円)
対前年比	1,806円 (0.2%増)	3,330円 (0.9%増)	57,226円 (36.4%増)

※ 期末手当算定に係る額

平均年齢 39歳9月 (前年同期 40歳4月)

平均勤続年数 14年11月 (前年同期 15年9月)

組 合 要 求	回 答
<p>1 賃金引き上げについて</p> <p>(1) 賃金引き上げを行うこと。</p> <p>(2) 2017 人事院勧告におけるプラス改定分（給料表、一時金支給率）の改善を図ること。</p> <p>(3) 2017 人事院勧告のプラス改定分の影響は「給与制度の総合的見直し」における現給保障対象者に対する影響がなく、国家公務員が本府省業務調整手当等で措置したように、現給保障対象者に対する措置を講じること。</p>	<p>1</p> <p>(1)～(3) 平成 29 年 11 月 15 日付、平成 29 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）及び平成 29 年度給与改定について（メモ）のとおり改定する。</p>
<p>2 給料表について</p> <p>(1) 現行 3 級を旧国公 5 級水準に対応させ改善すること。</p> <p>(2) 係長給料表（現行 4 級）を旧国公 7 級水準に対応させ改善すること。</p> <p>(3) 現行 3 級給料表の増号（行政職 5 号・技能労務職 7 号）を行うこと。</p>	<p>2</p> <p>(1)～(3) 現行どおりとする。</p>
<p>3 初任給水準の改善並びに中途採用者の賃金格差是正について</p> <p>(1) 年齢別初任給基準を改善し、年齢別最低保障を 40 歳時点で標準賃金の 8 割以上（基本給比）とし基本給として位置づけ、全職員を対象とすること。</p> <p>(2) 前歴換算等の改善をすること。また、1 年未満の端数は切り上げること。</p> <p>(3) 中途採用者の昇格年限は、民間歴を考慮し在級年数の短縮を行うこと。</p>	<p>3</p> <p>(1)～(3) 現行どおりとする。</p>
<p>4 昇格の改善について</p> <p>(1) 高卒経験 14 年 32 歳を目途に 4 級へ昇格させること。</p> <p>(2) 高卒経験 23 年 41 歳を目途に 5 級へ昇格させること。</p> <p>(3) 2010 年度合意事項である昇任昇格制度について解決を図ること。</p> <p>① 保育職場における副所長制度を創設し、新たに位置付けること。</p>	<p>4</p> <p>(1)・(2) 現行どおりとする。</p> <p>(3)</p> <p>① 4 級昇格の在り方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な 4 級ポストの管理」を行って</p>

組 合 要 求	回 答
<p>② 副課長ポストを創設し、5 級主幹として位置付けること。</p> <p>③ 教育委員会学校校務員における作業長配置については労使合意を遵守し早急に設置すること。</p> <p>④ 人材育成ならびに業務の効率性を向上するための中間ポストの再整備を行うこと。</p> <p>5 人事評価制度の運用について</p> <p>(1) 制度の検証と改善について</p> <p>① 人事制度小委員会において、毎年度の検証と改善について協議を行うこと。</p> <p>② 目標設定面談、結果開示における面談を徹底し、納得のいく人材育成策としていくこと。</p> <p>(2) 人事評価者の育成と体制整備について</p> <p>① 人事評価における評価者の制度周知を徹底し、任命権者間における相互理解を深めること。</p>	<p>おり、その登用に当たっては、所属局長からの内申に基づき、4 級に求められる能力を総合的に評価した上で任用を行っている。</p> <p>保育職場も含め、今後も明確に係長等の職責を有する職と位置付けることができる役職の配置等の必要性について引き続き検討していく。</p> <p>② 現行どおりとする。</p> <p>③ 校務員職場における作業長についても、引き続き、その職に求められる能力を総合的に評価した上で登用・配置していく。</p> <p>④ 一般職等の人材育成、業務効率性の向上については、事業リーダーである係長級職員や後輩職員の指導、サポートの役割を担っている主事、技師等が中心となり、協力して行うものとする。</p> <p>5</p> <p>(1)</p> <p>① 人事評価制度の運用に当たっては、人事制度小委員会や職員アンケート等での意見及び評価結果の分析を踏まえながら、制度の検証や見直しを実施してきており、今後も同様の対応を行っていく。</p> <p>② 目標設定面談については、来年度からは必須面談として位置づけ、組織目標や職責との整合性を上司が確認し、面談を通じて職員育成の観点もふまえて指導助言することとする予定。人材育成面談については、引続き実施の徹底と面談の目的である職員育成を促していくために質の向上を図っていく。</p> <p>(2)</p> <p>① 平成 28 年度から年度当初の新任役職者研修のメニューに人事評価を新たに追加しており、また、10 月の評価時期に合わせて、今年度は任命権者も含めた全課長補佐・係長級、及び新任課長級職員に対して評価者研修を実施し、</p>

組 合 要 求	回 答
<p>② 学校現場における適正でかつ公平な評価体制を別途構築すること。</p> <p>③ 10 名を超える単位評価を行う部署、または、業務の実態に即した第 1 評価者を複数名設置すること。</p>	<p>人事評価制度の目的、評価基準についてあらためて周知を図るとともに、職員アンケートを活用し、人材育成面談の内容の充実を図っている。</p> <p>② 学校現場の職員の評価にあたる校長等に対しては、校長会等において、評価の目的や基準等を毎年度改めて説明しており、また、被評価者である職員に対しても、研修を通して制度の趣旨等の再周知を行うなどしているところである。適正な人事評価・公平な制度運用を図るためには、そうした取組みを引き続き検討し、地道に実施していくことが必要であると考えている。</p> <p>③ 評価者が評価事務をスムーズに進めていけるよう、毎年評価者研修を実施し、また、評価者からの制度運用やシステム操作に関する個別の問い合わせについても、特にきめ細やかな対応に努めているところであるが、人事評価制度の運用にあたっては、人事制度小委員会等の意見、その他分析結果等を踏まえた対応を行っていきたい。</p>
<p>6 諸手当の改善について</p> <p>(1) 扶養手当</p> <p>① 生活実態に即した配偶者に係る扶養手当を支給すること。</p> <p>② 勤勉手当にかかる扶養手当を算入すること。</p> <p>(2) 住居手当</p> <p>① 家賃等の支払い者については、家賃に見合う額に引き上げること。</p> <p>② 市内・市外居住者を差別なく手当を支給し、持家者については、30,000 円以上とし、持家者のうちローン支払者については、①による支給とすること。</p> <p>(3) 通勤手当</p> <p>① 交通機関利用者については、必要な額を全額支給すること。</p> <p>② 交通用具利用者については、交通機関利用者の通勤手当に見合う額を支給すること。</p>	<p>6</p> <p>(1)</p> <p>① 平成 28 年 11 月 16 日 (平成 28 年 11 月 1 日提案メモ) に合意している内容のとおり支給する。</p> <p>② 現行どおりとする。</p> <p>(2)・(3) 現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>③ 通勤にかかる駐輪場使用者に対し実費相当分を支給すること。</p> <p>(4) 超過勤務手当</p> <p>① 代休や振替の強要は止め、超勤手当を適正に支給すること。また、週内 38 時間 45 分を越える振替にかかる超過勤務支給について適性化を図ること。</p> <p>② 時間外勤務手当の支給率を 150/100 に改善し、深夜の時間外勤務手当の支給率を 200/100 とすること。</p> <p>③ 水防等防災配備（1 号～3 号）について、管理監督者を除く、平日区分を市外者優先、休日区分を市内者優先とした初動体制における実効性のある体制とすること。</p> <p>(5) 特殊勤務手当</p> <p>① 学校現場等における高所作業等においては、国同様特殊勤務手当を支給すること。</p> <p>② 緊急出勤手当を新設すること。</p> <p>③ 私債権回収に係る滞納整理業務においては、2010 春闘交渉確認事項である特殊勤務手当を支給すること。</p> <p>④ 36 協定職場の検証を行い、特殊な勤務条件職場については、特殊勤務手当を支給すること。</p> <p>(6) 36 協定について</p> <p>① 36 協定を所属にも十分周知するとともに本庁職場も同様に責任の所在を明確にすること。</p> <p>また、全ての職場における法外な超過勤務命令については、命令権者への罰則も含めた具体的指導体制を確立すること。</p> <p>② 36 協定違反が明らかとなった際、当局は原因の究明ならびに経緯経過を充分説明すること。</p>	<p>(4)</p> <p>① 代休の取得については、あくまでも本人の選択によるものであり、また、振替命令については、職員の健康管理の観点から適正に発し、必要に応じ超過勤務手当を支給しているところである。</p> <p>② 現行どおりとする。</p> <p>③ 水防等防災配備については、災害の規模に応じて、水防業務を適切に実施するための段階的な人員配備体制をとることとしており、統一的に平日区分を市外者優先、休日区分を市内者優先として一律に位置づけることは難しい。</p> <p>なお、各部において配備体制を決定する際には、その水防業務が適切に実施できるよう、各部の水防業務に係る必要人員や災害時の登庁にかかる時間等を総合的に考慮し決定している。</p> <p>(5) 今後とも必要に応じて協議を行っていく。</p> <p>(6)</p> <p>①・② 36 協定については、通知文等により周知を図っているところである。今後も引き続き必要な周知・指導を行い、協定内容の遵守に努めていくとともに、本庁職場等についても 36 協定等の趣旨を踏まえ、適切な労務管理を行うよう注意喚起や呼びかけを行っていく。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>③ 変形労働制を採用する職場に従事させる際、労働条件の提示と本人同意の上配置すること。</p> <p>④ 変形労働制を採用している職場については、その特殊勤務条件に配慮し、休日を特定の曜日となるよう努めること。</p> <p>(7) 管理職手当（作業長・係長・課長補佐）に関して</p> <p>① 新たな役職者手当として支給すること。</p>	<p>③ 職員の人事配置については、変形労働時間制職場を含めて、人事異動の一環として配置を行っているが、これまでも職員の生活実態（育児・介護や健康状況等）に応じて可能な範囲の中で配慮を行ってきており、今後も同様とする。</p> <p>④ 変形労働時間制職場全てについて、休日を特定の曜日となるようにすることは困難であるが、各職場の業務実態に応じ、可能な範囲の中で努めている。</p> <p>(7)</p> <p>① 現行どおりとする。</p>
<p>7 懲戒処分等、当事者弁護制度の構築について</p> <p>(1) 懲戒処分等、不利益処分を講ずる当該職員の弁明機会を保障する上で、当該職員同意ないし希望する場合は、処分調査過程において弁護の機会を保障し第三者関与を認めること。</p>	<p>7</p> <p>(1) 事情聴取については、事実関係を把握することを目的として関係職員に対し行っているものであり、職員が事実を誠実に述べる機会である。そうした中で、所属長や各部局企画管理担当職員も立ち会っており、公正公平な形で実施している。</p> <p>仮に、事情聴取に際して、その内容にパワーハラスメント等の不当行為があったと感じたならば、別途設置している外部相談窓口にて、弁護士に相談することも可能である。</p>
<p>8 セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関すること</p> <p>近年顕著となるハラスメント事象は、当事者の無自覚によるところも多く、管理監督者を中心とする意識の向上と、研修体制の強化を図ること。</p> <p>また、ハラスメント事象に対するガイドラインを策定し、包括的人事施策を改編していくこと。</p>	<p>8 セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントについては、外部講師を招いた管理監督者向けの研修の実施、副市長通達による職員への啓発の他、コンプライアンス推進週間のテーマとして全庁的に職場ミーティングを実施するなど、機会を捉え職員への周知啓発を行い、その未然防止に努めており、今後も引き続きこうした取組を実施していく。</p> <p>また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントが発生した場合の対応方法や相談処理方法、相談窓口等についてガイドラインを策定し、職員必携に掲載しているところであるが、職員に対して改めて周知していく。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>9 定年制度と再任用職員の処遇について</p> <p>(1) 年金の支給開始年齢の引き上げの実態に即した形で、定年延長に向けた取組みを行うこと。</p> <p>(2) 雇用と年金の接続に関する働き方について早急に協議する上で、既存の再任用制度について、下記のとおり改善をはかること</p> <p>① 希望者全員を任用すること。</p> <p>② 一時金の支給水準を国並みに引き上げること。</p> <p>③ 再任用フルタイムおよび再任用短時間勤務者間での任用形態を柔軟に対応し、過年の退職制度にとらわれず、年金受給資格がある者は積極的に再任用短時間勤務に任用するなど方策を今後も講じること。</p>	<p>9</p> <p>(1) 国の検討状況を注視していく。</p> <p>(2)</p> <p>① 再任用職員については、これまでも地方公務員法第 28 条の 4 及び 5 の規定の趣旨を踏まえ、勤務実績や健康状態に特段の問題がなければ希望者については、全員任用しているところである。</p> <p>今後も、国の示している「欠格事由や分限免職事由に該当する場合は除く」という内容を踏まえて、これまでどおり希望者については、法の規定に基づき、年金支給開始年齢に達するまで再任用していく方針で対応していく</p> <p>② 現行どおりとする。</p> <p>③ 再任用職員の人事配置については、各職場の事情も考慮して、これまでも職員の意向をできるだけ尊重して行っており、今後も同様に対応していく。</p>
<p>10 臨時・非常勤職員等の改善について</p> <p>(1) 臨時・非常勤職員等については、権利及び賃金・労働条件は、正規職員との格差を是正し改善すること。また、有給休暇を増日すること。</p> <p>(2) 希望者全員の雇用を行うとともに、その職場を確保すること。</p> <p>(3) O B 嘱託員ありきの任用は行わないこと。特に O B 嘱託員の活用を巡り、窓口職場を中心とする人材育成策を示し、活気ある窓口職場を取り戻すこと。</p> <p>(4) 業務の実態、継続雇用の実態に即し、賃金労働条件を向上し、当局都合の任用空白期間を設けないこと。</p>	<p>10</p> <p>(1)・(2) 平成 30 年度の臨時的任用職員の賃金日額については、別紙のとおり改定する。</p> <p>嘱託員の勤務条件等については、尼崎市嘱託職員労働組合と話し合っていく。</p> <p>(3) 執行体制を確保するため、必要に応じて O B 嘱託員を任用しているが、その活用は必要最小限に努めている。</p> <p>今後とも、窓口職場を含め、それぞれの所属における必要なスキルの伝承がうまく行われるよう、各職場における人事配置の年齢構成にも可能な限り意を用いるよう努めていく。</p> <p>(4) 現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>(5) 継続雇用職員に対し健康診断を実施すること。</p>	<p>(5) 定期健康診断については、常時雇用する職員に対して、1年毎に実施しており、1年間の任用期間が発生する嘱託員については、その対象としているが、1年以下の短期任用を前提としている臨時的任用職員については、基本的には対象としておらず、現在の本市の財政状況を考えると、法定義務ではない事項について新たに予算措置を行うことは困難な状況である。今後の予算獲得については、引き続き努力していきたい。</p>
<p>11 障害者差別解消法にかかる改善について</p> <p>(1) 各障害別に即した、就労環境の整備と、障害者雇用におけるサポート体制を確立すること。</p> <p>(2) 情報保障に関すること</p> <p>① 各所属（係）毎の事務分掌に同項を付記し担当職員を配置すること。</p> <p>② 手話通訳、PC要約の出来る職員登録制度を設けると。</p> <p>③ 人事課・人材育成担当課の手話通訳士を増員すること。</p> <p>④ 各課に音声変換ソフトタブレット等を設置すること。</p> <p>⑤ 各研修・学習会開催における情報保障を確保すること。</p> <p>⑥ 休憩時間等がわかるよう、視覚的効果のある器具の設置ならびに職員間対応について具体的手法を協議すること。</p> <p>⑦ 庁内設置手話通訳士の職員間の相互活用と、市民対応への充実の観点で正規化し増員すること。</p>	<p>11</p> <p>(1) 就労環境の整備、サポート体制等については、今後も引き続き検討していく。</p> <p>(2)</p> <p>①・②・③・⑥</p> <p>情報保障については、様々な実施方法があることから、どういった実施方法が良いか、今後も引き続き検討していく。</p> <p>なお、事務分掌は各所属が担う個々の業務について規定しているものであり、「情報保障に関すること」はこれになじまない。</p> <p>手話通訳士の増員については、昨年度から人事課に手話通訳士を配置しており、その活用状況等を見て、検討していきたい。</p> <p>④ 数に制限はあるが、音声認識ソフトの行政事務支援システム用パソコンへの導入について検討していく。</p> <p>⑤ 人材育成担当が実施する各種研修については、限られた予算の範囲内ではあるが、PC要約や手話通訳などの情報保障を実施している。その他学習会における情報保障の必要性については、手話研修等を通じて全庁に向けた啓発を引き続き行っていく。</p> <p>⑦ 現行どおりとする。</p> <p>なお、平成 28 年度から人事課に職員向けの手話通訳を行う嘱託員を設置したところである。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>12 休暇・休職制度について</p> <p>(1) 2007 年に労使合意した年次有給休暇の積み立て制度を実施し、子育て、介護に特化した形態による内容とすること。</p> <p>(2) 夏季休暇を増日すること。</p> <p>(3) リフレッシュ休暇取得対象の所属長ならびに所属に対し、取得しやすい職場環境整備と所属長に対し取得状況を把握報告させるよう義務付けること。また、取得状況も含めた検証協議を継続して行うこと。</p> <p>(4) 現行リフレッシュ休暇を勤続 40 年でも創設すること。</p> <p>(5) ライフプラン研修休暇の取得手段を緩和すること。</p> <p>(6) 特定保健指導受診に際しての職免制度を創設すること。</p> <p>(7) リハビリ出勤時のトラブル、事故等に対する補償制度を確立すること。</p>	<p>12</p> <p>(1)～(5)・(7) 現行どおりとする。</p> <p>なお、リフレッシュ休暇を取得しやすい職場環境整備及び取得状況の報告等については、毎年度当初に通知文において周知を図っているところである。</p> <p>(6) 職免制度の趣旨や他都市の状況等を踏まえ、検討している。</p>
<p>13 その他緊急要求</p> <p>(1) 南北保健福祉センター設置に伴うこと</p> <p>同施設への人員と業務の移行後、保健所で従前と変わらず実施される健診業務について人員不足が生じることは明らかであり、早急な人員体制を確立すること。</p>	<p>13</p> <p>(1) 保健所で実施される健診業務については、他の職員による応援体制を整えるなど、人員不足とならないよう対応している。</p>

本回答に対する諾否については、平成 29 年 11 月 30 日までにされたい。

以 上
(給与課)

平成 30 年度 臨時的任用職員賃金改定（記載のないものは 7 時間 45 分勤務）

単位：円

職種	区分	現行		改定後		引上額
			うち加算額		うち加算額	
事務職	高校卒以上又は 18 歳以上 （高校在学中の者を除く）	7,940	0	8,040	0	100
	その他	7,190	0	7,290	0	100
現業職	環境事業担当（※1）の作業員					
	場内整備及び計量業務	9,820	0	9,920	0	100
	上記以外の業務	11,760	1,940	11,860	1,940	100
	その他作業員	8,800	0	8,810	0	10
	調理師	8,530	0	8,630	0	100
	業務員及び用務員	8,340	0	8,350	0	10
	調理師（半日勤務）	4,380	0	4,430	0	50
医療職	保健師	13,940	2,300	13,940	2,200	0
	看護師	10,410	0	10,510	0	100
	栄養士	9,990	0	10,000	0	10
保育士	有資格者	9,830	0	9,930	0	100
	その他	8,770	0	8,870	0	100
	パート保育士（時間単価） （※2）	1,440	0	1,450	0	10
技術職	土木、建築、機械、電気、造 園、環境・衛生職（無資格）	9,170	0	9,180	0	10

（※1）資源循環課、業務課及びクリーンセンター

（※2）3 時間未満勤務の者

平成 29 年度給与改定について（メモ）

H29. 11. 15

1 改定内容

(1) 給料表

行政職給料表及び任期付職給料表について、別紙のとおり改定する。

(2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30 歳	216,900 円	217,700 円	800 円
31 歳	222,500 円	223,300 円	800 円
32 歳	228,300 円	229,100 円	800 円
33 歳	234,300 円	235,000 円	700 円
34 歳	240,700 円	241,500 円	800 円
35 歳	247,500 円	248,300 円	800 円
36 歳	253,900 円	254,600 円	700 円
37 歳	260,500 円	261,200 円	700 円
38 歳	266,600 円	267,200 円	600 円
39 歳	272,200 円	272,600 円	400 円
40 歳以上 55 歳未満	277,300 円	277,600 円	300 円

2 適用日

平成 29 年 4 月 1 日

3 諾否期限

平成 29 年 11 月 30 日

以 上
(給与課)

1級							2級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
82	241,300	400	242,100	400	800	0.33	82	286,200	600	286,600	600	400	0.14
83	241,700	500	242,500	500	800	0.33	83	286,800	500	287,200	500	400	0.14
84	242,200	500	243,000	500	800	0.33	84	287,300	500	287,700	500	400	0.14
85	242,700	500	243,500	500	800	0.33	85	287,800	300	288,200	300	400	0.14
86	243,200	500	244,000	500	800	0.33	86	288,100	500	288,500	500	400	0.14
87	243,700	200	244,500	200	800	0.33	87	288,600	300	289,000	300	400	0.14
88	243,900	400	244,700	300	800	0.33	88	288,900	500	289,300	500	400	0.14
89	244,300	500	245,000	500	700	0.29	89	289,400	300	289,800	300	400	0.14
90	244,800	500	245,500	400	700	0.29	90	289,700	400	290,100	400	400	0.14
91	245,300	300	245,900	200	600	0.24	91	290,100	500	290,500	500	400	0.14
92	245,600	400	246,100	400	500	0.20	92	290,600	400	291,000	400	400	0.14
93	246,000		246,500		500	0.20	93	291,000	500	291,400	500	400	0.14
							94	291,500	400	291,900	400	400	0.14
							95	291,900	400	292,300	400	400	0.14
							96	292,300	300	292,700	300	400	0.14
							97	292,600	500	293,000	500	400	0.14
							98	293,100	500	293,500	500	400	0.14
							99	293,600	500	294,000	500	400	0.14
							100	294,100	500	294,500	500	400	0.14
							101	294,600	400	295,000	400	400	0.14
							102	295,000	500	295,400	500	400	0.14
							103	295,500	500	295,900	500	400	0.14
							104	296,000	500	296,400	500	400	0.14
							105	296,500	400	296,900	400	400	0.13
							106	296,900	500	297,300	500	400	0.13
							107	297,400	500	297,800	500	400	0.13
							108	297,900	300	298,300	300	400	0.13
							109	298,200	500	298,600	500	400	0.13
							110	298,700	500	299,100	500	400	0.13
							111	299,200	500	299,600	500	400	0.13
							112	299,700	300	300,100	300	400	0.13
							113	300,000	500	300,400	500	400	0.13
							114	300,500	400	300,900	400	400	0.13
							115	300,900	500	301,300	500	400	0.13
							116	301,400	300	301,800	300	400	0.13
							117	301,700		302,100		400	0.13
再任用	186,900		187,300		400	0.21	再任用	214,400		214,800		400	0.19

3級							4級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	210,500	1,900	211,500	1,900	1,000	0.48	1	213,800	1,900	214,700	1,900	900	0.42
2	212,400	1,900	213,400	1,900	1,000	0.47	2	215,700	1,900	216,600	1,900	900	0.42
3	214,300	1,900	215,300	1,900	1,000	0.47	3	217,600	1,900	218,500	1,900	900	0.41
4	216,200	1,900	217,200	1,900	1,000	0.46	4	219,500	1,900	220,400	1,900	900	0.41
5	218,100	1,900	219,100	1,900	1,000	0.46	5	221,400	1,900	222,300	1,900	900	0.41
6	220,000	1,900	221,000	1,900	1,000	0.45	6	223,300	1,900	224,200	1,900	900	0.40
7	221,900	1,900	222,900	1,900	1,000	0.45	7	225,200	1,900	226,100	1,900	900	0.40
8	223,800	1,900	224,800	1,900	1,000	0.45	8	227,100	1,900	228,000	1,900	900	0.40
9	225,700	1,900	226,700	1,900	1,000	0.44	9	229,000	1,900	229,900	1,900	900	0.39
10	227,600	1,900	228,600	1,900	1,000	0.44	10	230,900	1,900	231,800	1,900	900	0.39
11	229,500	1,900	230,500	1,900	1,000	0.44	11	232,800	1,900	233,700	1,900	900	0.39
12	231,400	1,800	232,400	1,800	1,000	0.43	12	234,700	1,900	235,600	1,900	900	0.38
13	233,200	1,800	234,200	1,800	1,000	0.43	13	236,600	2,000	237,500	2,000	900	0.38
14	235,000	1,800	236,000	1,800	1,000	0.43	14	238,600	2,000	239,500	2,000	900	0.38
15	236,800	1,700	237,800	1,700	1,000	0.42	15	240,600	1,700	241,500	1,700	900	0.37
16	238,500	1,700	239,500	1,700	1,000	0.42	16	242,300	1,700	243,200	1,700	900	0.37
17	240,200	1,500	241,200	1,400	1,000	0.42	17	244,000	1,800	244,900	1,800	900	0.37
18	241,700	1,700	242,600	1,700	900	0.37	18	245,800	1,900	246,700	1,900	900	0.37
19	243,400	1,400	244,300	1,400	900	0.37	19	247,700	1,700	248,600	1,700	900	0.36
20	244,800	1,700	245,700	1,700	900	0.37	20	249,400	1,800	250,300	1,800	900	0.36
21	246,500	1,600	247,400	1,600	900	0.37	21	251,200	1,800	252,100	1,800	900	0.36
22	248,100	1,600	249,000	1,600	900	0.36	22	253,000	2,000	253,900	2,000	900	0.36
23	249,700	1,700	250,600	1,700	900	0.36	23	255,000	1,700	255,900	1,700	900	0.35
24	251,400	1,400	252,300	1,400	900	0.36	24	256,700	1,800	257,600	1,800	900	0.35
25	252,800	1,800	253,700	1,800	900	0.36	25	258,500	1,600	259,400	1,600	900	0.35
26	254,600	1,500	255,500	1,500	900	0.35	26	260,100	2,000	261,000	2,000	900	0.35
27	256,100	1,600	257,000	1,600	900	0.35	27	262,100	1,900	263,000	1,900	900	0.34
28	257,700	1,700	258,600	1,700	900	0.35	28	264,000	1,800	264,900	1,800	900	0.34
29	259,400	1,700	260,300	1,700	900	0.35	29	265,800	1,900	266,700	1,900	900	0.34
30	261,100	1,700	262,000	1,700	900	0.34	30	267,700	1,900	268,600	1,900	900	0.34
31	262,800	1,600	263,700	1,600	900	0.34	31	269,600	1,900	270,500	1,900	900	0.33
32	264,400	1,800	265,300	1,800	900	0.34	32	271,500	2,100	272,400	2,100	900	0.33
33	266,200	1,700	267,100	1,700	900	0.34	33	273,600	1,900	274,500	1,900	900	0.33
34	267,900	1,900	268,800	1,900	900	0.34	34	275,500	2,000	276,400	2,000	900	0.33
35	269,800	1,800	270,700	1,800	900	0.33	35	277,500	2,000	278,400	2,000	900	0.32
36	271,600	1,900	272,500	1,900	900	0.33	36	279,500	2,200	280,400	2,200	900	0.32
37	273,500	2,000	274,400	2,000	900	0.33	37	281,700	2,200	282,600	2,200	900	0.32
38	275,500	2,000	276,400	2,000	900	0.33	38	283,900	2,100	284,800	2,100	900	0.32
39	277,500	1,900	278,400	1,900	900	0.32	39	286,000	2,200	286,900	2,200	900	0.31
40	279,400	1,900	280,300	1,900	900	0.32	40	288,200	2,100	289,100	2,100	900	0.31
41	281,300	1,700	282,200	1,600	900	0.32	41	290,300	2,100	291,200	2,000	900	0.31
42	283,000	1,900	283,800	1,900	800	0.28	42	292,400	2,200	293,200	2,200	800	0.27
43	284,900	1,900	285,700	1,900	800	0.28	43	294,600	2,100	295,400	2,100	800	0.27
44	286,800	1,700	287,600	1,700	800	0.28	44	296,700	2,100	297,500	2,100	800	0.27
45	288,500	1,900	289,300	1,900	800	0.28	45	298,800	2,100	299,600	2,100	800	0.27
46	290,400	1,900	291,200	1,900	800	0.28	46	300,900	2,100	301,700	2,100	800	0.27
47	292,300	1,800	293,100	1,800	800	0.27	47	303,000	2,200	303,800	2,200	800	0.26
48	294,100	1,900	294,900	1,900	800	0.27	48	305,200	2,100	306,000	2,100	800	0.26
49	296,000	1,700	296,800	1,600	800	0.27	49	307,300	2,100	308,100	2,000	800	0.26
50	297,700	1,700	298,400	1,700	700	0.24	50	309,400	2,200	310,100	2,200	700	0.23
51	299,400	1,800	300,100	1,700	700	0.23	51	311,600	2,100	312,300	2,000	700	0.22
52	301,200	1,800	301,800	1,800	600	0.20	52	313,700	2,200	314,300	2,200	600	0.19
53	303,000	1,500	303,600	1,400	600	0.20	53	315,900	1,900	316,500	1,800	600	0.19
54	304,500	1,700	305,000	1,700	500	0.16	54	317,800	2,100	318,300	2,100	500	0.16
55	306,200	1,500	306,700	1,500	500	0.16	55	319,900	2,100	320,400	2,100	500	0.16
56	307,700	1,600	308,200	1,600	500	0.16	56	322,000	2,000	322,500	2,000	500	0.16
57	309,300	1,500	309,800	1,400	500	0.16	57	324,000	1,800	324,500	1,700	500	0.15
58	310,800	1,500	311,200	1,500	400	0.13	58	325,800	1,900	326,200	1,900	400	0.12
59	312,300	1,400	312,700	1,400	400	0.13	59	327,700	2,100	328,100	2,100	400	0.12
60	313,700	1,400	314,100	1,400	400	0.13	60	329,800	2,100	330,200	2,100	400	0.12
61	315,100	900	315,500	900	400	0.13	61	331,900	1,800	332,300	1,800	400	0.12
62	316,000	1,000	316,400	1,000	400	0.13	62	333,700	2,100	334,100	2,100	400	0.12
63	317,000	1,000	317,400	1,000	400	0.13	63	335,800	1,900	336,200	1,900	400	0.12
64	318,000	1,100	318,400	1,100	400	0.13	64	337,700	2,100	338,100	2,100	400	0.12
65	319,100	800	319,500	800	400	0.13	65	339,800	2,000	340,200	2,000	400	0.12
66	319,900	900	320,300	900	400	0.13	66	341,800	1,900	342,200	1,900	400	0.12
67	320,800	900	321,200	900	400	0.12	67	343,700	2,000	344,100	2,000	400	0.12
68	321,700	800	322,100	800	400	0.12	68	345,700	1,900	346,100	1,900	400	0.12
69	322,500	800	322,900	800	400	0.12	69	347,600	1,900	348,000	1,900	400	0.12
70	323,300	700	323,700	700	400	0.12	70	349,500	1,800	349,900	1,800	400	0.11
71	324,000	700	324,400	700	400	0.12	71	351,300	1,700	351,700	1,700	400	0.11
72	324,700	600	325,100	600	400	0.12	72	353,000	1,800	353,400	1,800	400	0.11
73	325,300	500	325,700	500	400	0.12	73	354,800	1,500	355,200	1,500	400	0.11
74	325,800	600	326,200	600	400	0.12	74	356,300	1,300	356,700	1,300	400	0.11
75	326,400	600	326,800	600	400	0.12	75	357,600	1,500	358,000	1,500	400	0.11
76	327,000	600	327,400	600	400	0.12	76	359,100	1,400	359,500	1,400	400	0.11
77	327,600	500	328,000	500	400	0.12	77	360,500	1,000	360,900	1,000	400	0.11
78	328,100	400	328,500	400	400	0.12	78	361,500	1,000	361,900	1,000	400	0.11
79	328,500	400	328,900	400	400	0.12	79	362,500	1,100	362,900	1,100	400	0.11
80	328,900	600	329,300	600	400	0.12	80	363,600	1,100	364,000	1,100	400	0.11
81	329,500	500	329,900	500	400	0.12	81	364,700	1,000	365,100	1,000	400	0.11

3級							4級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	330,000	500	330,400	500	400	0.12	82	365,700	1,000	366,100	1,000	400	0.11
83	330,500	500	330,900	500	400	0.12	83	366,700	900	367,100	900	400	0.11
84	331,000	500	331,400	500	400	0.12	84	367,600	1,000	368,000	1,000	400	0.11
85	331,500	400	331,900	400	400	0.12	85	368,600	900	369,000	900	400	0.11
86	331,900	500	332,300	500	400	0.12	86	369,500	800	369,900	800	400	0.11
87	332,400	400	332,800	400	400	0.12	87	370,300	900	370,700	900	400	0.11
88	332,800	400	333,200	400	400	0.12	88	371,200	900	371,600	900	400	0.11
89	333,200	400	333,600	400	400	0.12	89	372,100	700	372,500	700	400	0.11
90	333,600	500	334,000	500	400	0.12	90	372,800	800	373,200	800	400	0.11
91	334,100	400	334,500	400	400	0.12	91	373,600	700	374,000	700	400	0.11
92	334,500	400	334,900	400	400	0.12	92	374,300	800	374,700	800	400	0.11
93	334,900	500	335,300	500	400	0.12	93	375,100	700	375,500	700	400	0.11
94	335,400	500	335,800	500	400	0.12	94	375,800	700	376,200	700	400	0.11
95	335,900	400	336,300	400	400	0.12	95	376,500	800	376,900	800	400	0.11
96	336,300	400	336,700	400	400	0.12	96	377,300	800	377,700	800	400	0.11
97	336,700	300	337,100	300	400	0.12	97	378,100	600	378,500	600	400	0.11
98	337,000	400	337,400	400	400	0.12	98	378,700	700	379,100	700	400	0.11
99	337,400	500	337,800	500	400	0.12	99	379,400	700	379,800	700	400	0.11
100	337,900	300	338,300	300	400	0.12	100	380,100	700	380,500	700	400	0.11
101	338,200	300	338,600	300	400	0.12	101	380,800	600	381,200	600	400	0.11
102	338,500	400	338,900	400	400	0.12	102	381,400	600	381,800	600	400	0.10
103	338,900	500	339,300	500	400	0.12	103	382,000	800	382,400	800	400	0.10
104	339,400	300	339,800	300	400	0.12	104	382,800	700	383,200	700	400	0.10
105	339,700	300	340,100	300	400	0.12	105	383,500	800	383,900	800	400	0.10
106	340,000	400	340,400	400	400	0.12	106	384,300	600	384,700	600	400	0.10
107	340,400	500	340,800	500	400	0.12	107	384,900	700	385,300	700	400	0.10
108	340,900	300	341,300	300	400	0.12	108	385,600	600	386,000	600	400	0.10
109	341,200	500	341,600	500	400	0.12	109	386,200	700	386,600	700	400	0.10
110	341,700	500	342,100	500	400	0.12	110	386,900	800	387,300	800	400	0.10
111	342,200	400	342,600	400	400	0.12	111	387,700	600	388,100	600	400	0.10
112	342,600	200	343,000	200	400	0.12	112	388,300	500	388,700	500	400	0.10
113	342,800	500	343,200	500	400	0.12	113	388,800	600	389,200	600	400	0.10
114	343,300	500	343,700	500	400	0.12	114	389,400	600	389,800	600	400	0.10
115	343,800	500	344,200	500	400	0.12	115	390,000	600	390,400	600	400	0.10
116	344,300	400	344,700	400	400	0.12	116	390,600	500	391,000	500	400	0.10
117	344,700	500	345,100	500	400	0.12	117	391,100	600	391,500	600	400	0.10
118	345,200	500	345,600	500	400	0.12	118	391,700	600	392,100	600	400	0.10
119	345,700	500	346,100	500	400	0.12	119	392,300	600	392,700	600	400	0.10
120	346,200	400	346,600	400	400	0.12	120	392,900	500	393,300	500	400	0.10
121	346,600	500	347,000	500	400	0.12	121	393,400	600	393,800	600	400	0.10
122	347,100	500	347,500	500	400	0.12	122	394,000	600	394,400	600	400	0.10
123	347,600	400	348,000	400	400	0.12	123	394,600	500	395,000	500	400	0.10
124	348,000	400	348,400	400	400	0.11	124	395,100	500	395,500	500	400	0.10
125	348,400	500	348,800	500	400	0.11	125	395,600	600	396,000	600	400	0.10
126	348,900	300	349,300	300	400	0.11	126	396,200	600	396,600	600	400	0.10
127	349,200	500	349,600	500	400	0.11	127	396,800	500	397,200	500	400	0.10
128	349,700	400	350,100	400	400	0.11	128	397,300	500	397,700	500	400	0.10
129	350,100	500	350,500	500	400	0.11	129	397,800	600	398,200	600	400	0.10
130	350,600	500	351,000	500	400	0.11	130	398,400	600	398,800	600	400	0.10
131	351,100	500	351,500	500	400	0.11	131	399,000	500	399,400	500	400	0.10
132	351,600	400	352,000	400	400	0.11	132	399,500	500	399,900	500	400	0.10
133	352,000	500	352,400	500	400	0.11	133	400,000	600	400,400	600	400	0.10
134	352,500	500	352,900	500	400	0.11	134	400,600	600	401,000	600	400	0.10
135	353,000	500	353,400	500	400	0.11	135	401,200	500	401,600	500	400	0.10
136	353,500	400	353,900	400	400	0.11	136	401,700	500	402,100	500	400	0.10
137	353,900	400	354,300	400	400	0.11	137	402,200	600	402,600	600	400	0.10
138	354,300	500	354,700	500	400	0.11	138	402,800	600	403,200	600	400	0.10
139	354,800	500	355,200	500	400	0.11	139	403,400	500	403,800	500	400	0.10
140	355,300	400	355,700	400	400	0.11	140	403,900	500	404,300	500	400	0.10
141	355,700	500	356,100	500	400	0.11	141	404,400	600	404,800	600	400	0.10
142	356,200	500	356,600	500	400	0.11	142	405,000	600	405,400	600	400	0.10
143	356,700	500	357,100	500	400	0.11	143	405,600	500	406,000	500	400	0.10
144	357,200	400	357,600	400	400	0.11	144	406,100	500	406,500	500	400	0.10
145	357,600		358,000		400	0.11	145	406,600	600	407,000	600	400	0.10
							146	407,200	600	407,600	600	400	0.10
							147	407,800	500	408,200	500	400	0.10
							148	408,300	500	408,700	500	400	0.10
							149	408,800	600	409,200	600	400	0.10
							150	409,400	600	409,800	600	400	0.10
							151	410,000	500	410,400	500	400	0.10
							152	410,500	500	410,900	500	400	0.10
							153	411,000	600	411,400	600	400	0.10
							154	411,600	600	412,000	600	400	0.10
							155	412,200	500	412,600	500	400	0.10
							156	412,700	500	413,100	500	400	0.10
							157	413,200	600	413,600	600	400	0.10
							158	413,800	600	414,200	600	400	0.10
							159	414,400	500	414,800	500	400	0.10
							160	414,900	500	415,300	500	400	0.10
							161	415,400		415,800		400	0.10
再任用	254,400		254,800		400	0.16	再任用	273,800		274,200		400	0.15

※ S28.4.1 以前生まれの再任用職員 3級：233,200円→233,600円(400円)、4級：273,900円→274,300円(400円)

5級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	283,300	2,100	284,100	2,100	800	0.28
2	285,400	2,100	286,200	2,100	800	0.28
3	287,500	2,100	288,300	2,100	800	0.28
4	289,600	2,100	290,400	2,100	800	0.28
5	291,700	2,200	292,500	2,200	800	0.27
6	293,900	2,200	294,700	2,200	800	0.27
7	296,100	2,200	296,900	2,200	800	0.27
8	298,300	2,200	299,100	2,200	800	0.27
9	300,500	2,300	301,300	2,300	800	0.27
10	302,800	2,300	303,600	2,300	800	0.26
11	305,100	2,300	305,900	2,300	800	0.26
12	307,400	2,300	308,200	2,300	800	0.26
13	309,700	2,300	310,500	2,300	800	0.26
14	312,000	2,200	312,800	2,200	800	0.26
15	314,200	2,300	315,000	2,300	800	0.25
16	316,500	2,200	317,300	2,200	800	0.25
17	318,700	2,200	319,500	2,200	800	0.25
18	320,900	2,200	321,700	2,200	800	0.25
19	323,100	2,300	323,900	2,300	800	0.25
20	325,400	2,200	326,200	2,200	800	0.25
21	327,600	2,100	328,400	2,100	800	0.24
22	329,700	2,300	330,500	2,300	800	0.24
23	332,000	2,200	332,800	2,200	800	0.24
24	334,200	2,300	335,000	2,200	800	0.24
25	336,500	2,200	337,200	2,200	700	0.21
26	338,700	2,200	339,400	2,100	700	0.21
27	340,900	2,300	341,500	2,300	600	0.18
28	343,200	2,200	343,800	2,100	600	0.17
29	345,400	2,100	345,900	2,100	500	0.14
30	347,500	2,300	348,000	2,300	500	0.14
31	349,800	1,900	350,300	1,900	500	0.14
32	351,700	2,300	352,200	2,200	500	0.14
33	354,000	2,000	354,400	2,000	400	0.11
34	356,000	2,200	356,400	2,200	400	0.11
35	358,200	2,100	358,600	2,100	400	0.11
36	360,300	2,100	360,700	2,100	400	0.11
37	362,400	2,100	362,800	2,100	400	0.11
38	364,500	2,100	364,900	2,100	400	0.11
39	366,600	2,200	367,000	2,200	400	0.11
40	368,800	2,200	369,200	2,200	400	0.11
41	371,000	2,000	371,400	2,000	400	0.11
42	373,000	2,100	373,400	2,100	400	0.11
43	375,100	1,900	375,500	1,900	400	0.11
44	377,000	1,700	377,400	1,700	400	0.11
45	378,700	1,700	379,100	1,700	400	0.11
46	380,400	1,700	380,800	1,700	400	0.11
47	382,100	1,600	382,500	1,600	400	0.10
48	383,700	1,600	384,100	1,600	400	0.10
49	385,300	1,400	385,700	1,400	400	0.10
50	386,700	1,600	387,100	1,600	400	0.10
51	388,300	1,600	388,700	1,600	400	0.10
52	389,900	1,500	390,300	1,500	400	0.10
53	391,400	1,400	391,800	1,400	400	0.10
54	392,800	1,400	393,200	1,400	400	0.10
55	394,200	1,400	394,600	1,400	400	0.10
56	395,600	1,300	396,000	1,300	400	0.10
57	396,900	1,100	397,300	1,100	400	0.10
58	398,000	1,100	398,400	1,100	400	0.10
59	399,100	1,000	399,500	1,000	400	0.10
60	400,100	900	400,500	900	400	0.10
61	401,000	800	401,400	800	400	0.10
62	401,800	800	402,200	800	400	0.10
63	402,600	600	403,000	600	400	0.10
64	403,200	700	403,600	700	400	0.10
65	403,900	600	404,300	600	400	0.10
66	404,500	600	404,900	600	400	0.10
67	405,100	600	405,500	600	400	0.10
68	405,700	600	406,100	600	400	0.10
69	406,300	600	406,700	600	400	0.10
70	406,900	600	407,300	600	400	0.10
71	407,500	600	407,900	600	400	0.10
72	408,100	600	408,500	600	400	0.10
73	408,700	600	409,100	600	400	0.10
74	409,300	600	409,700	600	400	0.10
75	409,900	600	410,300	600	400	0.10
76	410,500	500	410,900	500	400	0.10
77	411,000	600	411,400	600	400	0.10
78	411,600	600	412,000	600	400	0.10
79	412,200	600	412,600	600	400	0.10
80	412,800	500	413,200	500	400	0.10
81	413,300	600	413,700	600	400	0.10

5 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	413,900	600	414,300	600	400	0.10
83	414,500	600	414,900	600	400	0.10
84	415,100	500	415,500	500	400	0.10
85	415,600	600	416,000	600	400	0.10
86	416,200	600	416,600	600	400	0.10
87	416,800	600	417,200	600	400	0.10
88	417,400	500	417,800	500	400	0.10
89	417,900	600	418,300	600	400	0.10
90	418,500	600	418,900	600	400	0.10
91	419,100	500	419,500	500	400	0.10
92	419,600	500	420,000	500	400	0.10
93	420,100	600	420,500	600	400	0.10
94	420,700	600	421,100	600	400	0.10
95	421,300	500	421,700	500	400	0.09
96	421,800	500	422,200	500	400	0.09
97	422,300	600	422,700	600	400	0.09
98	422,900	600	423,300	600	400	0.09
99	423,500	500	423,900	500	400	0.09
100	424,000	500	424,400	500	400	0.09
101	424,500	600	424,900	600	400	0.09
102	425,100	600	425,500	600	400	0.09
103	425,700	500	426,100	500	400	0.09
104	426,200	500	426,600	500	400	0.09
105	426,700	600	427,100	600	400	0.09
106	427,300	600	427,700	600	400	0.09
107	427,900	500	428,300	500	400	0.09
108	428,400	500	428,800	500	400	0.09
109	428,900	600	429,300	600	400	0.09
110	429,500	600	429,900	600	400	0.09
111	430,100	500	430,500	500	400	0.09
112	430,600	500	431,000	500	400	0.09
113	431,100	600	431,500	600	400	0.09
114	431,700	600	432,100	600	400	0.09
115	432,300	500	432,700	500	400	0.09
116	432,800	500	433,200	500	400	0.09
117	433,300		433,700		400	0.09
再任用	314,300		314,700		400	0.13

※ S28. 4. 1 以前生まれの再任用職員 5 級 : 308,800 円→309,200 円 (400 円)

<任期付職給料表>

現行	改定後	引上額	改定率
給料月額	給料月額		
200,400 円	201,400 円	1,000 円	0.499%

降格時号給対応表の導入について（メモ）

H29. 11. 15

職員が降格をする場合の降格後の号給の決定方法について、昇格時と降格時との不均衡を解消するため、次のとおり降格時号給対応表により決定する方法に改める。

1 改正内容

職員が降格をする場合、降格前に受けていた号給の額と同額（同額がない場合は当該額の直近下位の額）の号給に決定するものとしている現行の取扱いについて、別紙の行政職給料表降格時号給対応表により決定するものに改める。

2 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

3 諾否期限

平成 29 年 11 月 30 日

以 上
(給与課)

<行政職給料表降格時号給対応表>

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	19	1	33
2	22	20	2	34
3	22	20	2	35
4	23	21	3	36
5	24	22	4	37
6	25	23	5	38
7	25	24	6	39
8	26	25	7	40
9	28	26	8	41
10	29	28	9	42
11	30	29	10	43
12	31	30	11	44
13	32	31	12	45
14	33	32	13	46
15	34	33	14	47
16	35	34	16	48
17	36	35	17	49
18	38	36	18	50
19	39	37	19	51
20	40	38	20	52
21	41	39	21	53
22	42	40	22	54
23	43	41	23	55
24	44	42	24	56
25	45	43	25	57
26	46	44	26	58
27	47	45	27	59
28	48	46	28	60
29	49	47	29	61
30	50	48	30	62
31	51	49	31	63
32	52	50	32	64
33	53	52	33	65
34	54	54	34	66
35	55	56	35	67
36	56	58	36	68
37	58	59	37	69
38	60	60	38	70
39	62	61	39	71
40	64	62	40	72
41	66	64	41	73
42	68	66	42	74
43	70	68	43	75
44	72	70	44	76
45	75	74	45	77
46	78	78	46	78
47	81	82	47	79
48	84	86	48	80
49	87	90	49	81
50	90	94	50	82
51	93	98	51	83
52	93	102	52	84
53	93	106	53	86
54	93	110	54	88
55	93	114	55	90
56	93	117	56	92
57	93	117	57	95
58	93	117	58	98
59	93	117	59	101
60	93	117	60	104
61	93	117	61	108
62	93	117	62	112
63	93	117	63	116
64	93	117	64	120
65	93	117	66	122
66	93	117	68	124
67	93	117	70	126
68	93	117	72	128
69	93	117	75	130
70	93	117	78	131
71	93	117	81	132
72	93	117	84	133
73	93	117	88	134
74	93	117	92	135
75	93	117	96	136
76	93	117	100	137
77	93	117	104	138
78	93	117	108	139
79	93	117	113	140
80	93	117	119	141
81	93	117	125	142

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
82	93	117	131	143
83	93	117	137	144
84	93	117	143	145
85	93	117	145	146
86	93	117	145	147
87	93	117	145	148
88	93	117	145	149
89	93	117	145	150
90	93	117	145	151
91	93	117	145	152
92	93	117	145	154
93	93	117	145	156
94	93	117	145	158
95	93	117	145	160
96	93	117	145	161
97	93	117	145	161
98	93	117	145	161
99	93	117	145	161
100	93	117	145	161
101	93	117	145	161
102	93	117	145	161
103	93	117	145	161
104	93	117	145	161
105	93	117	145	161
106	93	117	145	161
107	93	117	145	161
108	93	117	145	161
109	93	117	145	161
110	93	117	145	161
111	93	117	145	161
112	93	117	145	161
113	93	117	145	161
114	93	117	145	161
115	93	117	145	161
116	93	117	145	161
117	93	117	145	161
118		117	145	
119		117	145	
120		117	145	
121		117	145	
122		117	145	
123		117	145	
124		117	145	
125		117	145	
126		117	145	
127		117	145	
128		117	145	
129		117	145	
130		117	145	
131		117	145	
132		117	145	
133		117	145	
134		117	145	
135		117	145	
136		117	145	
137		117	145	
138		117	145	
139		117	145	
140		117	145	
141		117	145	
142		117	145	
143		117	145	
144		117	145	
145		117	145	
146			145	
147			145	
148			145	
149			145	
150			145	
151			145	
152			145	
153			145	
154			145	
155			145	
156			145	
157			145	
158			145	
159			145	
160			145	
161			145	